

## 第 1 章

## 総則

[名称]

1-1 『株式会社〇〇生協』という商号は使用できるか

[区域]

1-2 定款に定める区域の変更について認可は必要か

1-3 県域を越えた区域設定の具体的範囲はどこまでか

[事務所]

1-4 定款に記載する「従たる事務所」に該当するのは、どのような事務所か

## 1-1

## 『株式会社〇〇生協』という商号は使用できるか

『株式会社〇〇生協』という商号を使用しているスーパーがあるが、生協法との関係で問題があるのではないか。

生協法の規定により、『株式会社〇〇生協』という商号は使用できません。

生協法第3条第2項では、「消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会でない者は、その名称中に、消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会であることを示す文字又はこれらと紛らわしい文字を用いてはならない」と規定しています。これは、生活協同組合が「特別法をもって規律され他の法人又は団体と異なった機能を持ち、異なった運営がなされているから、その名称によって容易に他の法人又は団体と識別されることが必要である」（第一法規『消費生活協同組合法逐条解説』P43）という理由に基づくものです。

「生協」という文字は、現在では消費生活協同組合を示すものとして広く社会的に定着していますので、上記の規定に言う「消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会であることを示す文字」に該当すると解されます。したがって、生協以外の団体、法人等がその文字を名称の中に使用することは、一般消費者が当該団体、法人を消費生活協同組合と誤認することにつながるおそれがあります。

以上のことから、本事例のような商号の使用は、生協法第3条第2項に違反していますので、同法第101条により行政罰の対象となり、10万円以下の過料に処せられることとなります。

**知っ得メモ No.1 生協の名称に関するルール**

消費生活協同組合法（以下「生協法」という）第3条は、生協の名称に関して以下の3つのルールを定め、これを通じて一般消費者が誤認することなく生協であることを認識できるよう名称保護を行っています。

- ①. 生協の名称には、単位生協では「生活協同組合（or 消費生活協同組合）」、連合会では「生活協同組合連合会（or 消費生活協同組合連合会）」の文字を用いることの義務付け。
- ②. 他の法人・団体に対して、生協であることを示す文字や紛らわしい文字を名称中に用いることの禁止。
- ③. 生協が他の者に自己の名称の使用を許諾することの禁止。

## 第2章

# 事業

[事業年度]

2-1 1事業年度が1年を超える場合の取扱いはどのようにすべきか

[事業の範囲／組合員を対象とする事業]

2-2 生協は各種サービス事業をどの範囲まで行うことができるか

2-3 生協の店にテナントを導入することができるか

[事業の範囲／付随する事業]

2-4 利用していない土地を他の事業者等に賃貸することに法的問題があるか

[員外利用]

2-5 自生協のPB商品を他の生協に供給する場合に員外利用許可は必要か

2-6 教育的活動をしているNPOは教育文化施設等の員外利用適用はあるか

2-7 員外利用分量は年度単位で把握することで良いか

[広告]

2-8 地域生協化記念セールスの宣伝ビラを一般住民に配布してもよいか

[他の団体との関係／子会社等]

2-9 生協法上の子会社・子会社等の定義は何か

2-10 生協法上の「子会社等」に関して「業種の制約」はあるか

[他の団体との関係／その他]

2-11 商品取引にかかわって上場会社の株式を取得することは可能か

2-12 連合会以外の他の団体への加入又は脱退は総(代)会議決事項か

[他の業法との関係]

2-13 マンガのキャラクターの使用は、著作権法上どこまで許されるか

2-14 抽選会として景品付きの供給を行う場合の限度額はどのくらいか

[事業その他]

2-15 生協の資金運用についてどのように考えるべきか

## 2-1

**1 事業年度が1年を超える場合の取扱いはどのようにすべきか**

〇〇年5月の総代会で定款を変更し、決算終期を3月20日から3月31日とした。税務上は〇〇年3月21日～△△年3月20日の決算と△△年3月21日～△△年3月31日の決算とを分けて申告しなければならないが、総代会には両方の決算関係書類等を議案書として提出しなければならないか。

決算の承認に関する総代会への提案については、〇〇年3月21日から△△年3月31日までを事業年度とする決算関係書類等を提出することになります。

事業年度は、生協法第26条第1項第15号により定款の記載事項であり、各生協においては1年という期間において定めているのが通例です。本事例のように事業年度の始期・終期を変更する場合には、変更を行う事業年度が1年を上回る場合がありますが、この場合の扱いについて問題となります。

事業年度について、生協法施行規則第69条第1項では、原則として1年を超えることができないとし、「事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度」については、1年6ヶ月を超えることができないと定めています。本事例は事業年度の末日を変更するケースなので、〇〇年3月21日～△△年3月31日の期間を1事業年度とすることができます。

もちろん、〇〇年3月21日～△△年3月20日の期間を1事業年度、△△年3月21日～△△年3月31日の期間を1事業年度とすることは可能ですが、通常総代会は法第34条により毎事業年度1回招集しなければならないため2回の開催が必要となり、煩雑です。

毎事業年度の決算関係書類等に関しては、同法第40条第1項第7号に

より総(代)会の議決事項であり、当然のことながら、1事業年度を通算した決算関係書類等を総(代)会に提出することが必要となります。したがって、事業年度が1年を超えた場合であっても、総(代)会には全期間を通算した決算関係書類等を提出することが必要です。

**知っ得メモ No.5 「決算関係書類」と「決算関係書類等」**

法定の外部監査が義務付けられていない生協の「決算関係書類」の構成と「決算関係書類等」の体系は以下のとおりです。

- (1) 決算関係書類
    - ①. 貸借対照表
    - ②. 損益計算書
    - ③. 剰余金処分案又は損失処理案
    - ④. 注記 決算関係書類等
  - (2) 事業報告書
  - (3) 決算関係書類の附属明細書
  - (4) 事業報告書の附属明細書
  - (5) (監事) 監査報告書
- 決算関係書類等

生協は、各事業年度ごとに決算関係書類と事業報告書、それぞれの附属明細書を作成しなければなりません（生協法第31条の7第2項）。そして、監事の監査を受けなければならず（第5項）、監事の監査を受けた後、理事会の承認を得る必要があります（第6項）。このうちの決算関係書類と事業報告書については、通常総(代)会の招集通知に添付して総代（組合員）に提供するとともに（第7項）、監事の監査報告書を添付して通常総(代)会の承認を得なければなりません（第8項）。

そして、決算関係書類とその附属明細書は作成時から10年間保存しなければならず（第4号）、決算関係書類等については、主たる事務所に通常総(代)会の2週間前から5年間備置き（第9項）、従たる事務所にはその写しを2週間前から3年間備置きし（第10項）、組合員や債権者の閲覧、謄本・抄本の交付の請求に応じなければなりません（第11項）。

## 第3章

# 組合員

[組合員資格]

3-1 一定期間だけ県内に居住する方に組合員資格はあるか

3-2 退職者組合員となる場合には何らかの手続きが必要か

[自由脱退]

3-3 自由脱退の場合に組合員たる地位は出資金の払戻しまで残るのか

[法定脱退]

3-4 連合会の会員が解散した場合、連合会からの法定脱退日はいつか

3-5 除名する組合員の氏名を総代会当日に提案することはできるか

[組合員名簿]

3-6 出資金の払込の履歴を組合員名簿に記載しておく必要はあるか

[所在不明組合員]

3-7 所在不明組合員の脱退処理等をどのように行えば良いか

[出資払込み]

3-8 加入時出資金を口座引落しでもよいか、そのための定款変更は可能か

[出資払戻し]

3-9 累積赤字が存在する場合、出資金の払戻しについてどう考えるべきか

[増資]

3-10 積立増資を1口未満単位で行う場合、定款の変更が必要か

[出資口数の減少(減資)]

3-11 出資口数の減少を年2回、半期ごとに認めているが法との関係はどうか

[出資1口金額の増減]

3-12 出資1口の金額を増額する場合にどのような手続きが必要か

3-13 出資1口金額を5000円から1000円に引き下げることができるか

[出資その他]

3-14 定款において複数口の出資を義務付けることはできるか

[組合員借入金]

3-15 組合員借入金の受取証はいつまで保存すべきか

[代金債権等の管理]

3-16 利用分量割戻金と供給未収金を相殺することはできるか

3-17 生協の組合員に対する供給未収債権の時効は何年か

[組合員その他]

3-18 組合員訴権の各訴訟について提訴期限はどうなっているのか

3-19 一定期間だけ県内に居住する方に組合員資格はあるか

## 3-1

### 一定期間だけ県内に居住する方に組合員資格はあるか

県内にセカンドハウス等を持ち、1年の一定期間だけ県内に住むが、あとは県外に住んでいるという場合、組合員資格があると考えて良いか。県内に住んでいるが、住民票登録は県外であるという場合はどうか。

いずれの場合も組合員資格があります。

生協法第14条第1項第1号では、「地域による組合にあつては、一定の地域内に住所を有する者」が定款で定めるところによって組合員たる資格を有するとされています。ここで言う「住所」とは何かについて、模範定款例第6条の「解説」では以下のように述べています。

「住所」とは、各人の生活の本拠、すなわち生活の事実上の中心点となっている場所をいう（民法第22条）。その場所がその人の生活の中心点であるかは、客観的にその人の生活の実体に着目して決定されるべきであつて、定住の意思に存することは必ずしも住所であるための必要条件ではない。住所は通常1人につき1個であるが、その人の生活関係のどの面を重く見るかにより、各種の生活関係についてそれぞれの生活の中心点、すなわち数個の住所を認めることも考えられる。

以上のように、ここで言う「住所」については、生活の事実上の中心点を指しますので、住民票の登録など自治体等への届出の有無によって左右されるものではありません。また、複数箇所の住所を認め得ることからして、例えば単身赴任で週末のみ帰宅するといった生活を営んでいる者の場合には、赴任先と帰宅時の住所との2箇所を「住所」として認めることも可能です。

以上のことから、本事例については、1年のうち一定期間のみ区域内



## [組合員資格]

に居住する者、住民票の登録はないが居住の事実がある者のいずれの場合も、当該生協の組合員資格を有します。

### 知っ得メモ No.14 外国人、未成年者の組合員資格

組合員たる資格について生協法第14条は、地域生協においては当該区域内の居住または勤務、職域生協においては当該職域への勤務または当該職域の付近の居住、退職者等を定めるのみであり、その他に組合員たる資格について制限を加える規定は生協法上存在しません。これは、生協は生活に係る協同組織であるため、法律上は加入資格を限定しない趣旨と解されます。

外国人についてですが、生協法第14条には外国人の加入を禁止または制限する旨の規定は存在しません。また、生協法第1条は生協を「国民の自発的な生活協同組織」と定めていますが、ここで「国民」と表現されていることも、特に外国人を排除する趣旨ではないと解されています。他の法令においても、生協への外国人の加入について禁止、制限した規定は存在しないと考えられますので、外国人が生協に加入することについての法的な問題はありませぬ。

同様に、未成年者についても希望があれば生協に加入することはできるものと解されます。生協法施行規則第52条では、大学生協における組合員資格を規定していますが、ここでも未成年者を排している訳ではありません。ただし、民法の規定（第5条第1項）により、加入にあたっては原則として法定代理人の同意が必要です。